

宿 泊 約 款

八幡平マウンテンホテル

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客等との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込をしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名及び宿泊人員
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込があったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込を承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第6条及び第18条の規定を運用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次にあがる場合において、宿泊契約の締結に応じることがあります。
- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 岩手県旅館業法施行条例第12条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であるとき。

- (9) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団に該当する者のあるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (12) 宿泊しようとする者が当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申しでて、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客より解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 岩手県旅館業法施行条例第12条の規定する場合に該当する場合。
 - (6) 寝室での寝煙草、消防用設備等に対する悪戯、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - (7) 宿泊客が次の事由に該当するとき。
 - ① 暴力団等反社会勢力
 - ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
 - ④ 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑤ 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合
 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は午後3時から翌朝10時までですが、宿泊プランにより異なる場合がありますのでご確認ください。ただし連続して宿泊する場合において、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料の3分の1
 - (2) 超過6時間までは、室料の2分の1
 - (3) 超過6時間以上は、室料の全額

(利用規程の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

- (1) フロント等サービス時間
イ、門限 正面玄関 23:00
ロ、フロントサービス 24時間
2. 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の災害等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できるかぎり同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署にとどけます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場を御利用になる場合、車輛キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を破ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(宴会利用契約締結の拒否及び解除)

第19条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した場合は解除するものとします。

- (1) 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいたとき。
 - ① 暴力団等反社会勢力
 - ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの。
- (2) 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。

※別表第1 宿泊料金等の算定方法（第2条第1項、第3条第2項および第12条第1項関係）

		内 訳	
宿 泊 客 が 支払うべき 総 額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料）	
	追加料金	③ 飲食料及びその他の利用料金	
	税 金	イ 消費税	ロ 入湯税

1. 消費税は、①および③の利用料金（サービス料含）が税金イの対象となります。

※別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の連絡をうけた日		不泊	当日	前日	7日前	10日前
契約申込人数		100%	80%	20%		
一般	14名まで					
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、ご利用日の10日前（その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。